

むずかしい相続税を簡単にわかってもらうための相続専門レポート

# 相伝 -souden



----- このレポートを読んでいただきたい方 -----

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われている方
- 相続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方
- 相続を経験したことがない方

**2016.9.20 vol.84**

①ご存知ですか？「相続分の放棄」と「相続放棄」  
言葉はそっくりですが、結果は全く違います！

②子供がいない相続

③相続財産に含まれてしまう生命保険とは？

④確定申告時期に入る前に  
財産債務調書の概要をおさらいしましょう

-----

※このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家（税理士・公認会計士等）にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。



《発行》 相続手続きお悩み解決センター

税理士法人 上坂会計／株式会社 ライフデザイン研究所  
福井県福井市江守中2丁目 1312 番地

TEL : 0120-939-243 FAX : 0776-36-8245

URL : <http://souzoku.uesaka.ne.jp/> MAIL : [soden@uesaka.ne.jp](mailto:soden@uesaka.ne.jp)



# 1 ご存知ですか？「相続分の放棄」と「相続放棄」 言葉はそっくりですが、結果は全く違います！

Writer 公認会計士 上坂 朋宏

ちょっとその前に！現在の配偶者控除を廃止し、「夫婦控除」なるものが検討されています。概要は以下です。

配偶者控除は、妻の年収が103万円以下（給与収入のみの場合）であれば夫の課税所得から38万円を差し引くことができます。制度の見直しの趣旨は、働く意欲のある女性の社会進出を促す狙いです。現在の配偶者控除は夫の年収にかかわらず控除を受けることができますが、夫婦控除では適用対象を一定の年収以下に限定する方針。基準となる年収について、茂木政調会長は800万円～1,000万円の範囲で検討する意向を示唆しています。

現在の配偶者控除は、課税対象額を減らす所得控除で、適用される所得税率が高い高所得者ほど減税額が大きくなります。新たな夫婦控除では低所得者に税負担の少ない制度にするため、税額控除への移行を検討する考え。所得税額から一定額を差し引く仕組みで、収入に占める減税効果は低所得者の方が大きくなるのです。

「夫婦控除」は、早ければ2018年1月にも導入する検討段階に入っており、今年度の12月にまとめる2017年度の与党税制改正大綱に盛りこみたい考えのようです。

では、本題に入ります。

ある相続でのこと。

自営業の父が亡くなりました。配偶者は他界しており、相続人は跡継ぎの兄と嫁いだ妹の2人。

遺産分割協議書は、仲のいい兄妹で、妹は何も相続しない。すべて兄に！それですべてが終わる予定でした。

しかし、3か月後に証文を片手に、金貸しがやってきます。

「あなたのお父さんは、3,000万円の連帯保証人になっているので払ってください。」

そこで、兄妹2人で私どもに相談に来られます。

兄：「先生、この連帯保証の金額は支払う義務があるのでしょうか？」

私：「はい！これは、相続人が支払う義務がありますね。」

兄：「そうなんですか。でも先生、ここに遺産分割協議書があって、妹は相続しない。

兄の私がすべて相続するというようになっているので、私が負担するということになるのですか？実は、このような大金の用意が私にはできません。でも、妹には迷惑はかけたくないのです。」

私：「そうですか。でも、これは相続放棄ではなく、相続分の放棄なのでお金を貸した側からすると、お兄さんだけではなく妹さんにも請求できるのですよ。」

兄妹：「え！！！」

相続放棄と相続分の放棄とは、似ていますが、以下のような違いがあります。

相続放棄は、相続財産も相続債務も共に承継を拒否するものですが、相続分の放棄は、あくまで相続財産の承継を放棄する意思表示であり、相続債務についての負担を免れるものではありません。

したがって、相続分の放棄を行っても、相続人は、債権者から請求を受けた場合、これに応じなければならないのです。

また、相続財産を取得することは出来なくなるため、事前に相続債務がないかどうかをよく確認する必要があります。

今回の事案は、連帯保証人ということで、本人が相続人に伝えていないとなかなかわかりにくいものではあります。なので、なおさらややこしくなるのです。

**相続分の放棄と相続放棄。**

言葉は似ていますが、結果は全く違うものになるのです。

上記の事案、妹さんの嫁ぎ先がとても裕福な先で、また理解のある方だったことで解決したようです。でも、こんなことは稀！

まずは、絶対に連帯保証人にならないようにしてください。

※相続放棄では、相続が開始したことを知ったときから3か月以内に家庭裁判所へ申述を行うことが必要ですが、相続分の放棄では、時期に制限はなく方式も問われません。





## 2 子供がいない相続

Writer 相続アドバイザー 宅地建物取引士 宮司 幸仁

相続税がどのくらいになるか知りたい、孫に贈与したい、遺言を残したい、不動産名義を変えたいなど、無料相談会における相談内容は様々ですが、最近少しずつ増えはじめています。それは、「子供がいらっしゃらない場合の相続」です。福井市在住の女性Aさんからのご相談です。

「私は今、83歳になる伯父の世話をしています。伯父の妻は10年前に他界しており、2人には子供がいません。1人暮らしだった伯父は、5年程前に脳梗塞で倒れ、身体が不自由になり、その頃から私が伯父の身の回りの世話をするようになりました。伯父には、私の父である弟と妹がいます。妹は県外に嫁いで、20年前に他界しています。妹には子供が2人いますが、伯父は年少の頃に会ったきり。それ以後、連絡もとっていないとのこと。伯父は自分が亡くなったら、財産のすべてを世話をしてくれている私に相続して欲しい、と言っていますが相続人でない私が伯父の財産を相続することができるのでしょうか。」

今回のご相談で、まず伯父の相続が起きた場合の状況を整理しました。

〈財産〉 自宅不動産 10,000 千円 預金 20,000 千円 合計 30,000 千円  
〈相続人〉 弟(相談者の父) 妹の子供 2人



こういうケースの場合、何もせずに相続になれば、法定相続人である弟と妹の子供2人の3人で分け合うこととなります。しかし、伯父は世話をしている相談者に相続させたいと言っているのです。私たちは伯父に公正証書遺言を書いてもらうことにしました。

遺言書に、自宅不動産と預金のすべてを、世話をしている相談者に相続してもらう内容の文面を書いてもらいます。そうすれば伯父が亡くなった時、相談者は妹の子供2人に連絡をせずとも、遺言通りに財産を相続することができます。

子供がいない相続の相談は、近年増えはじめてきました。

親も子供もない場合、相続人は兄弟姉妹も入りますが、高齢になると兄弟姉妹とも疎遠になるケースが増えており「兄弟姉妹には財産をあげたくない」という話をよく聞きます。

今回の場合は、相続になる前にご相談を頂いたので、有効な対策をすることができましたが、もし遺言を書かずに相続になっていたら、他人同然となった親族にも財産を受け取る権利があり、疎遠な親族間での煩雑な手続きが必要となります。

子供がいない相続。同じようなお悩みがある方は、早めに私たちのような専門家にご相談ください。

### 3

## 相続財産に含まれてしまう生命保険とは？

Writer 相続アドバイザー 山口 泰道

名義預金については広く知られておりますが、生命保険に関しても同じようなケースが存在します。

生命保険に加入すると保険証券が手元に届きます。  
証券を見ると【契約者】・【被保険者】・【保険金受取人】の3者が記載されています。

例として下記の家族構成を想定し考えていきたいと思えます。  
本人(被相続人) 配偶者 長男 長女



生命保険を相続対策に活用する場合の契約形態は以下となります。

**契約者：本人(被相続人)**

**被保険者：本人(被相続人)**

**保険金受取人：配偶者**

また、この場合の保険料支払者はほとんどが本人(被相続人)となっています。  
本人(被相続人)が亡くなると配偶者が保険金を受け取ることとなりますが、  
「500万円×法定相続人の人数」が非課税となり、今回の場合の非課税額は1,500万円となります。

一方、以下の形態となっている契約はどうでしょうか。

**契約者：長男**

**被保険者：長男**

**保険金受取人：配偶者(長男から見ると母)**

この場合、保険証券には被相続人が登場しないため相続税の対象にはならないと考えがちですが、保険料負担者が誰であったかが非常に重要となります。

保険料の支払いを長男が行っているのであれば、被相続人が亡くなった際の相続税には無関係となりますが、被相続人が家族名義の保険料を負担しているケースがあります。

この場合、被相続人の財産であると判断され死亡時の解約返戻金額が相続税の対象になってしまいます。例えば、解約返戻金額が500万円であったとすると生命保険の非課税枠にも該当せず、500万円がそのまま相続税計算の対象となるのです。

重要なポイントは保険料負担者が誰であったかです。

税務調査では、保険証券の名義だけでなく実質保険料負担者まで確認されるため注意が必要です。



## 4 確定申告時期に入る前に

### 財産債務調書の概要をおさらいしましょう

Writer 相続アドバイザー 辻 克昌

平成 27 年度税制改正により創設され、昨年分の確定申告（平成 28 年 1 月 1 日以降提出のもの）より提出が始まった財産債務調書ですが、確定申告時期に入る前に、どのような制度で、こういった方が提出の対象になるのか改めておさらいをしておきたいと思います。

提出したことによる優遇措置、逆に提出しなかったことによる罰則もありますので、該当する可能性のある方はしっかりと確認をお願いします。

#### 提出の必要がある人の要件

その年分の所得金額が 2,000 万円を超え、かつ、以下のいずれかに該当する方。

- ①その年の 12 月 31 日において有する財産の価額の合計額が 3 億円以上
- ②同日において有する国外転出特例対象資産の価額の合計額が 1 億円以上

#### 調書への記載内容

- ①財産の種類、用途、所在、数量及び価額
- ②債務の金額
- ③その他必要事項



#### 提出した場合の優遇措置

財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じた場合でも、過少申告加算税等が 5%軽減されます。

#### 未提出や記載漏れがあった場合の罰則

財産債務調書に記載すべき財産又は債務に関して所得税等の申告漏れが生じたときは、過少申告加算税等が 5%加重されます。

過少申告加算税は税務調査などで間違いが指摘されて税額が増えた場合にその増えた部分に原則 10%が課せられます。これが過少申告加算税ですが、財産債務調書を提出しておけば、10%の過少申告加算税が 5%に軽減され、逆に提出していない場合には 15%が課せられてしまうということです。

もし、提出の必要がある人に該当する場合には、事前に会計事務所等に相談するなどして確定申告時期に焦ることのないように今から準備をしておくといでしょう。



-----編集後記-----

すっかり涼しくなり、気持ち良い風や虫の声に秋を感じています。  
農家の方は稲刈りもひと段落している頃でしょうか？相続で農業を引き継ぐというの  
もなかなか難しい問題のようで、農地を相続しても次世代の子どもが続けていけないと  
いうお悩みも多いです。農業相続ができるかどうかも家族で共有し、農地の納税猶予に  
ついて事前に検討しておくのもよいと思います。

相続手続きお悩み解決センターの

## 「相続無料相談会」

毎月2回の指定日曜日に加え、毎週水曜日にも相続無料相談会  
を開催しています。

また、水曜日は今立事務所でもご相談可能になりました！  
どうぞお近くの事務所へ事前ご予約の上、お越しください。

### 相続手続きお悩み解決センター

【今立事務所】越前市赤坂町4-1

【福井事務所】福井市江守中2-1312

(お問合せ) **0120-939-243**

<http://souzoku.uesaka.ne.jp/>



親切・丁寧に  
安心感を届けて  
います！

お客様の要望にお応えするために、  
私達、上坂会計グループは、  
総合事務所を目指しています。

弁護士・司法書士 有資格者を募集しています。

お問い合わせは、相続手続きお悩み解決センターまで



**0120-939-243**



私ども上坂会計グループは創業 1970 年  
顧問先数 510 社の会計事務所を母体にし  
たコンサルティング会社です。

税理士法人 上坂会計／株式会社 上坂経営センター／株式会社 ライフデザイン研究所  
株式会社 ビジネス・アイ／社会保険労務士法人 上坂&パートナーズ

UESAKA ASIA ADVANCEMENT MANEGEMENT AGENCY Co.,Ltd. (カンボジア)